⑺　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行い、全空中線端子における測定値の総和を求める。

⑻　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。ただし、同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、当該同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲が搬送波ごとの占有周波数帯幅以上の場合に限る。

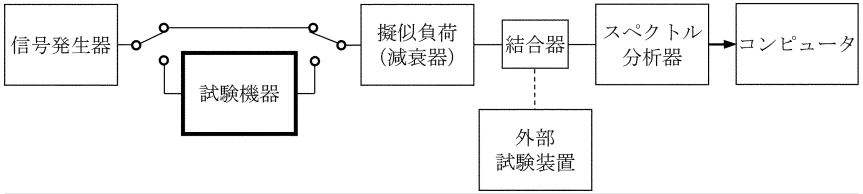
５　試験結果の記載方法

⑴　上側隣接チャネル漏えい電力及び下側隣接チャネル漏えい電力の測定値を技術基準で規定する単位で離調周波数ごとに記載する。

⑵　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。

九　隣接チャネル漏えい電力（増幅度特性）

１　測定系統図



２　測定器の条件等

⑴　信号発生器は、次のように設定する。

ア　周波数　　測定操作手順に示す周波数
イ　試験信号　　無変調の連続波
ウ　出力レベル　　試験機器が最大利得状態で最大出力となる入力レベルと同一のレベル

⑵　スペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　　測定操作手順に示す周波数
イ　掃引周波数幅　　０Hz以上10MHz以下
ウ　分解能帯域幅　　100kHz以上１MHz以下
エ　ビデオ帯域幅　　分解能帯域幅の３倍程度
オ　Ｙ軸スケール　　10dB／Div
カ　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
キ　データ点数　　測定精度が保証される点数
ク　掃引時間　　測定精度が保証される時間
ケ　掃引モード　　連続掃引
コ　検波モード　　ポジティブピーク
サ　表示モード　　マックスホールド

３　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　最大利得状態及び最大出力に設定する。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに空中線電力が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における空中線電力の総和が最大となる状態に設定する。